主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人西本克命、同岡秀明の上告趣意のうち、憲法三七条二項前段違反をいう点は、記録に徴すれば、原審の措置は裁判所に与えられた証人採否の自由裁量の限界を越えたものとは認められないから、所論は前提を欠き、その余は、憲法三七条一項違反をいう点もあるが、その実質はすべて単なる法令違反、事実誤認の主張であって、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和四九年四月一六日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	吉	田		豊
裁判官	岡	原	昌	男
裁判官	小	Ш	信	雄
裁判官	大	塚	喜一	郎